

【表紙】  
【提出書類】 変更報告書 No.2  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 弁護士 鈴木 由里  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区内幸町2-2-2  
富国生命ビル  
【報告義務発生日】 平成26年2月19日  
【提出日】 平成26年2月21日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2  
【提出形態】 連名  
【変更報告書提出事由】 担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社レナウン
証券コード	3606
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	山東如意科技集团有限公司
住所又は本店所在地	中国山東省済寧市高新技术産業開闢区如意高新技术工業園
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成13年12月28日
代表者氏名	邱 亜夫
代表者役職	董事長
事業内容	生地・アパレル製造、綿・化学繊維製造及びプリント・染色の加工、綿花及びその他生地原料のバイヤー業務、加工及び販売、企業投資管理（投資関係を有する企業の管理）、加工後の製品の卸売

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 鈴木 由里
電話番号	03 (5501) 2111

(2)【保有目的】

資本・業務提携に関する合意に基づく株式の保有
------------------------

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	33,333,333		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 33,333,333	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		33,333,333
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月19日現在)	V	101,307,449
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		32.90
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		32.90

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

山東如意科技集团有限公司（「山東如意」）及び濟寧如意投資有限公司（「濟寧如意」、山東如意と併せて「当社ら」）は、発行者の株式の保有に関し平成25年4月12日（「本契約締結日」）付資本業務提携契約書において大要次の通り合意しています。当社ら、それらの子会社及び関連会社（「如意グループ」）は、本契約締結日から5年を経過する日までの間に発行者の株式の買増しを希望する場合、発行者に事前通知を行いその意見を尊重し検討した上で、発行者の株式を如意グループ議決権比率（如意グループの保有する発行者の株式の議決権数が発行者の総株主の議決権数に占める割合。以下同様。）66.6%未満までの範囲で買増しを行うことができること。当社らは本契約締結日から5年を経過する日までの間次のいずれかに該当する場合を除きその保有する発行者の株式を譲渡又はこれに類する処分（「処分等」）をしないこと。なお、当社らは、当社ら又は当社ら及び発行者の事業上の発展に寄与することを目的として金融機関から借入れを行う場合に限り、自己の保有する発行者の株式について担保権を設定できること（i）如意グループ議決権比率が50%を超える間は如意グループ議決権比率が50%を下回らない範囲の処分等（ii）如意グループ議決権比率が35%以上50%以下となった場合は如意グループ議決権比率が35%を下回らない範囲の処分等（iii）濟寧如意と山東如意との間で発行者の株式を譲渡する場合（iv）山東如意及び山東如意の子会社又は関連会社への譲渡（但し、譲渡先子会社又は関連会社が資本業務提携契約上の義務に拘束されることに同意していること等を条件とする。）当社らは、本契約締結日から5年を経過する日以降に発行者の株式の買増し若しくは市場における処分等をする場合、又は本契約締結日から5年を経過する日までの間に上記の列挙事由に該当する発行者の株式の処分等をする場合、発行者と事前協議をしその意向を可能な限り最大限尊重すること。本契約締結日から5年経過後当社らが発行者の株式の市場外での処分等を企図する場合には、一定の手續に従い発行者は売却先を指定することができること。また、山東如意及び濟寧如意は平成26年2月19日付協議書において発行者の株主総会における議決権行使に関し濟寧如意は山東如意的決定した方針に従う旨の合意をしています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,200,000
借入金額計（X）（千円）	2,800,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	4,000,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
中国進出口銀行 青島支行	銀行	李若谷	青島市匯泉路17号	2	2,800,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	濟寧如意投資有限公司
住所又は本店所在地	中国山東省濟寧高新区327国道北側・如意工業園区内
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成11年1月20日
代表者氏名	邱 亜夫
代表者役職	法定代表
事業内容	投資及び資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 鈴木 由里
電話番号	03 (5501) 2111

(2) 【保有目的】

資本・業務提携に関する合意に基づく株式の保有
------------------------

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	20,359,615		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 20,359,615	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	20,359,615
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成26年2月19日現在）	V	101,307,449
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		20.10
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		20.10

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年12月25日	株券	20,359,615	20.10	市場外	取得	144円（第三者割当による取得）

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

山東如意科技集团有限公司（「山東如意」）及び濟寧如意投資有限公司（「濟寧如意」、山東如意と併せて「当社ら」）は、発行者の株式の保有に関し平成25年4月12日（「本契約締結日」）付資本業務提携契約書において大要次の通り合意しています。当社ら、それらの子会社及び関連会社（「如意グループ」）は、本契約締結日から5年を経過する日までの間に発行者の株式の買増しを希望する場合、発行者に事前通知を行いその意見を尊重し検討した上で、発行者の株式を如意グループ議決権比率（如意グループの保有する発行者の株式の議決権数が発行者の総株主の議決権数に占める割合。以下同様。）66.6%未満までの範囲で買増しを行うことができること 当社らは本契約締結日から5年を経過する日までの間次のいずれかに該当する場合を除きその保有する発行者の株式を譲渡又はこれに類する処分（「処分等」）をしないこと。なお、当社らは、当社ら又は当社ら及び発行者の事業上の発展に寄与することを目的として金融機関から借入れを行う場合に限り、自己の保有する発行者の株式について担保権を設定できること（i）如意グループ議決権比率が50%を超える間は如意グループ議決権比率が50%を下回らない範囲の処分等（ii）如意グループ議決権比率が35%以上50%以下となった場合は如意グループ議決権比率が35%を下回らない範囲の処分等（iii）濟寧如意と山東如意との間で発行者の株式を譲渡する場合（iv）山東如意及び山東如意の子会社又は関連会社への譲渡（但し、譲渡先子会社又は関連会社が資本業務提携契約上の義務に拘束されることに同意していること等を条件とする。） 当社らは、本契約締結日から5年を経過する日以降に発行者の株式の買増し若しくは市場における処分等をする場合、又は本契約締結日から5年を経過する日までの間に上記の列挙事由に該当する発行者の株式の処分等をする場合、発行者と事前協議をしその意向を可能な限り最大限尊重すること。本契約締結日から5年経過後当社らが発行者の株式の市場外での処分等を企図する場合には、一定の手續に従い発行者は売却先を指定することができること。また、山東如意及び濟寧如意は平成26年2月19日付協議書において発行者の株主総会における議決権行使に関し濟寧如意は山東如意的決定した方針に従う旨の合意をしています。

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,931,785
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	

取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,931,785
-------------------	-----------

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 山東如意科技集团有限公司
- (2) 濟寧如意投資有限公司

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	53,692,948		
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 53,692,948	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		53,692,948

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
---	---

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月19日現在)	V	101,307,449
上記提出者の株券等保有割合(%) ( $T / (U+V) \times 100$ )		53.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		53.00

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
山東如意科技集团有限公司	33,333,333	32.90
濟寧如意投資有限公司	20,359,615	20.10
合計	53,692,948	53.00